

京都市障害者就労支援推進会議

第1回障害者就労支援の連携のあり方検討部会

1 日 時 平成21年11月25日（水）午前10時00分～

2 場 所 立命館大学 学而館 第2研究室

3 次 第

(1) 開 会

(2) 京都市挨拶

(3) 趣旨説明

○ 障害者就労支援の連携の在り方検討部会について

(4) 検討事項

○ 一般就労に関する準備ができていない場合の対応について

(5) その他

(6) 閉 会

京都市障害者就労支援推進会議
第1回障害者就労支援の連携のあり方検討部会

出席者名簿

| 所 属 | 役職等 | 氏 名 | |
|---------------------------------|-------------|---------|---------|
| ハローワーク京都七条・京都障害者職業相談室 | 統括職業指導官 | 西 村 克 彦 | |
| 京都障害者職業センター | 所 長 | 田 中 正 人 | |
| 京都障害者就業・生活支援センター | 所 長 | 阪 田 理 恵 | |
| 京都ジョブパーク (京都府商工労働観光部総合就業支援室) | 参 事 | 島 田 純 | |
| | 副 課 長 | 福 原 早 苗 | |
| 京都市障害者職業能力開発等支援事業所 | 所 長 | 日 野 勝 | |
| 京都府立京都高等技術専門学校 | 校 長 | 加 藤 隆 | |
| 京都市保健福祉局 こころの健康増進センターデイ・ケア課 | 課 長 | 波 床 将 材 | |
| 京都市発達障害者支援センターかがやき | 就労支援担当 | 岩 井 栄一郎 | |
| 京都中小企業家同友会 | 副代表理事 | 土 井 善 子 | |
| 京都市就労移行支援事業所ネットワーク会議 | F S ト モ ニ ー | 施設長 | 高 橋 一 夫 |
| | 京都市だいが学園 | 主任 | 森 優 子 |
| 立命館大学文学部 | 教 授 | 望 月 昭 | |
| 京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課 | 課 長 | 居 内 学 | |

(順不同, 敬称略)

〔事務局〕 京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課

京都市障害者就労支援推進会議

障害者就労支援の連携のあり方検討部会について

1 目 的

一人ひとりの就労を、ライフステージを通じて継続的かつ多角的に支えるための関係機関の連携の方策を検討する。具体的には情報の共有化方策の検討、障害者版ジョブカードの作成、関係機関の連携ルールづくり等に取り組み、障害者就労支援の基盤形成に資する。

2 部会の委員について

当初は、障害のある市民のための相談窓口がある関係機関の方を中心として組織する。なお、必要に応じて、他の委員や関係者の参画を求める。

3 部会の進め方について

年度ごとに、テーマを決めて、検討事項を協議していく。

平成21年度のテーマは、「関係機関の連携ルールづくり」とする。

具体的には、現在の課題として、一般就労を希望する本人や支援機関の担当者の方の知識、経験、努力等によって、支援の内容が左右される環境にあると考えられる。

そこで、大きく分けて、一般就労の前と後の段階で、本人がどの関係機関に相談しても、本人の現状に対して必要な支援がなされるよう、関係機関同士の支援のルールのあり方を検討していく。

第1回 一般就労に関する準備ができていない場合の対応について

第2回 一般就労後の継続的な定着支援の体制について

第3回 関係機関で活用する連携ルールブックの作成について

を検討事項とする。

平成22年度以降、順次、情報の共有化方策、そのツールとなる障害者版ジョブカードの作成等に取り組んでいく。

4 会議について

部会は非公開とするが、議論の内容は、推進会議のHPで公表していく。

障害のある市民のための 「障害者就労準備性クリティカルパス（案）」について

1 目的

就労準備性が整っていない方に対して、支援機関が共通する認識の下、就労準備性に関する簡易な判定を行うとともに、その判定の段階に応じて適切な支援できる支援機関へ繋いでいくルールを確立する。

2 現状

現在、相談窓口を持つ支援機関では、相談を受けたその機関の業務の所管でない場合に、相談を受けた担当者の知識、経験、努力等によって、他の支援機関への繋ぎ方に差が生じる可能性を含んでいる。

また、障害のある市民本人においても、支援機関や相談窓口の存在や活用の仕方に対する理解がきちんとできていない場合が多いと考えられ、適切な相談窓口や就労に向けた訓練を受けることができる支援機関へ効率的にたどり着いていない可能性がある。

3 内容

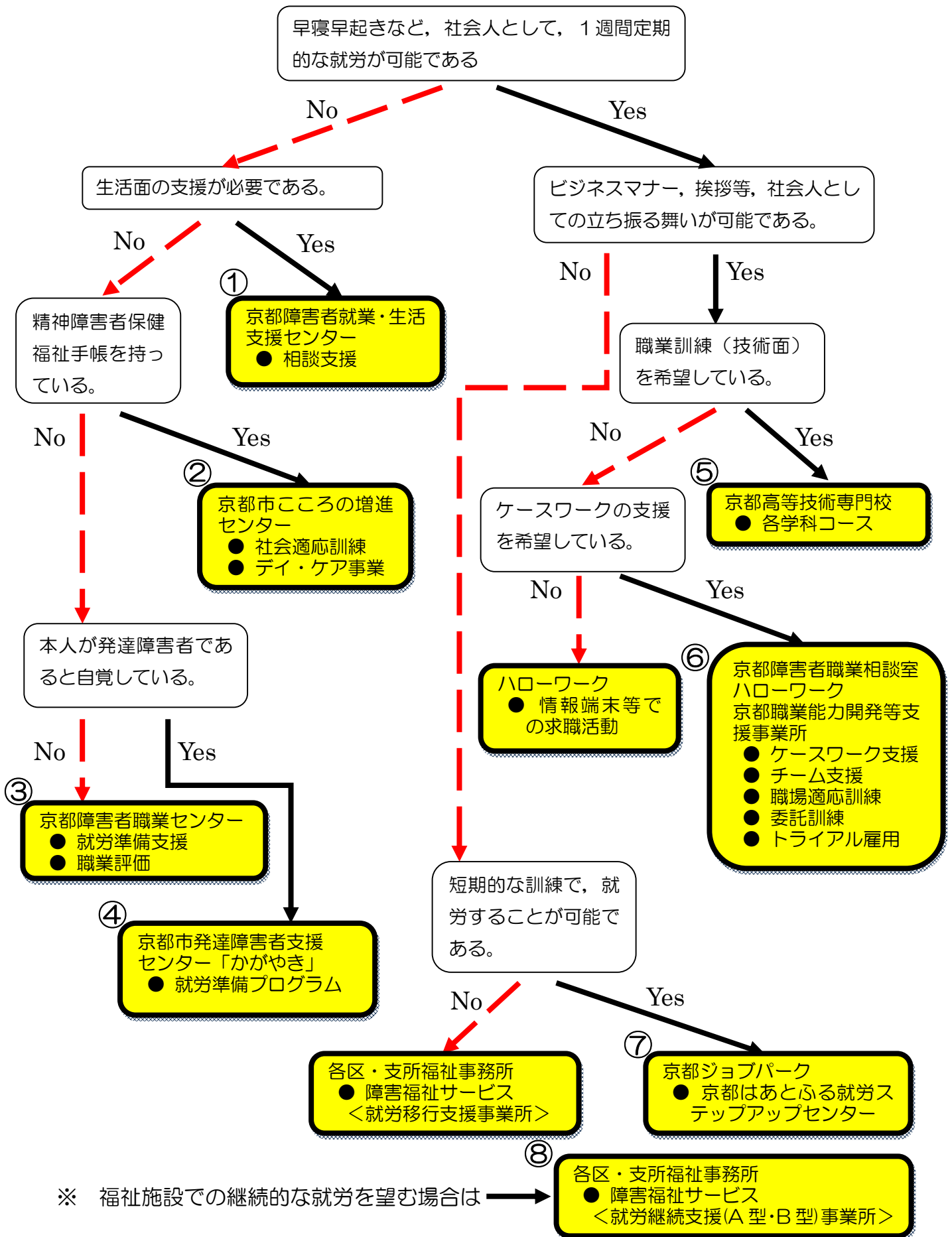
上記、現状を踏まえ、障害のある市民の就労に関する相談窓口を持つ全ての関係機関において、相談を受けた場合に、障害のある市民のための「障害者就労準備性クリティカルパス（案）」を活用して就労準備性の段階に応じて、適切な支援を行うことができる支援機関につなぐことができる連携体制を確立していく。

詳細の内容は、別紙のとおり

（参考）障害者就労準備性クリティカルパス（案）とは

障害のある方が一般就労を目指す際に、御本人と支援機関の間で、現在の状況を確認し、その状況に応じて、就労準備性を高める又は就職活動を行うための質の高いサービスを提供するために、現在必要な支援機関を判定するツールである。

障害者就労準備性クリティカルパス（案）



※ 福祉施設での継続的な就労を望む場合は

⑧ 各区・支所福祉事務所
● 障害福祉サービス
＜就労継続支援(A型・B型)事業所＞